

1 愛人契約

先日、こんな相談を受けました。
「愛人のために自分の名義で借借していたマンションがあるんだけど、愛人と別れることになってさ。マンションから出て行って欲しいのだけど、どうしたらいい？」
「いや、それは自業自得でしょ。頑張って愛人を説得しなよ。」と言いたいところですが、少し法律問題として考えてみましょうか。

2 公序良俗違反

原則として、国家（法律）は、人間の契約関係には立ち入らないことになっており、これを私的自治の原則といいます。しかし、双方が合意さえしていればなんでも許されるのかというところというわけではなく、例えばゴルゴ13に殺しを依頼するなんていう契約は許されません。このような契約は公の秩序及び善良な風俗に違反しているということで公序良俗違反とされます。ゴルゴへの殺しの依頼、麻薬取引などは公序良

俗違反の典型で、愛人契約もその一つです。公序良俗違反の契約は無効

ですので、そこから発生する権利義務関係も無効になります。法律上は、ゴルゴは依頼通りに殺しを実行したからと言って、殺しの報酬を請求することはできないのです。まあ、あくまでも法律上の話ですので、実際にはゴルゴが怖くて支払ってしまいうでしょうが…。

3 不法原因給付

では、殺しの契約が無効だとすれば、前金で支払ってしまったお金を返してもらおうことはできるのでしようか？

契約が無効であれば、その契約に基づく支払義務はなくなったわけですから、返してもらえそうなものです。しかし、法律は、不法な原因によつて給付したものは、返還を求めることができないと規定しています。簡単にいうと、悪いことをした奴には法律は手助けをしてあげないと宣言しているのです。ですので、契約

4 相談事例の回答

自分が公序良俗違反で無効になる場合、すでに支払ってしまった金銭は、不法原因給付ですので返してくれということはできません。
では、以上をもとにして冒頭の相談への回答を考えてみましょう。
相談者から愛人へのマンションの貸与は、いわゆる又貸しであり、法律的には転貸借契約と呼ばれる契約です。転貸借の場合、元の賃貸人の承諾を得ているかどうかも大きな問題ですが、そこは置いておくとして、転貸借契約も賃貸借契約の一種と考えてください。

ただし、今回の場合には愛人契約継続の対価として転貸借契約が結ばれていますから、転貸借契約は公序良俗違反で無効ということになります。

では、契約が無効だということと愛人を追い出せるのかという点と残念ながら、そうはいきません。賃貸借契約は何かを給付する契約ではありませんが、賃貸物件を使用できるといふ権利が存在しており、賃貸人はこの権利を賃借人に付与しています。

よって、「出ていけ」ということは、建物を使用できる権利の返還を求めることを意味します。そうなること、先に述べた不法原因給付にあたってしまい、結論としては、愛人に、「お前とはもう終わりだから出ていけ」とは言えないということになってしまふのです。

もともと、この話、「転貸借」というところがミソでして、愛人には「出ていけ」と言えませんが、他の手段で追い出すことはできてしまふんですが、その話はまたの機会に。

（本稿担当） 上栢 裕章



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-10015

東広島市西条栄町10番27号

栄ビル5階

☎ 49317100 FAX 49317101

弁護士 福田浩・今田健太郎東広島担当・上栢裕章

谷脇裕子東広島担当・中岡正薫